

福岡市クリーンパーク・東部運動広場 利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境局が所管する敷地内の用地等を活用し、市民の健康作りやコミュニティ形成の促進並びに地域の住環境の向上等に寄与するため、福岡市クリーンパーク・東部運動広場(以下、運動広場という。)を整備し、円滑に運用を行うために必要な事項を定めるものとする。

(施設の概要)

第2条 運動広場の施設概要は、別表1のとおりとする。

(有料施設)

第3条 ソフトボール場は有料施設とし、使用料については別表1のとおりとする。

(施設の予約・システムによる申請)

第4条 施設の予約が必要な施設は別表1のとおりとする。福岡市公共施設案内・予約システム(以下、「システム」という。)により申請を行う場合は次項のとおりとする。

- 2 予約全般(利用者登録、抽選申込みなど)に関することは、システムの利用者登録要綱に基づく。
- 3 無料施設(テニスコート、多目的グラウンド、久山グラウンドゴルフ場)における申請の代表者は、福岡市民及び久山町民とする。

(システムによる予約以外の利用申請)

第5条 システムによる予約以外の利用申請及び取り消しは、次の各号に掲げる事項により行わなければならない。

- (1)利用許可を受けようとする者は、福岡市クリーンパーク・東部運動広場施設利用許可申請書(様式第1号)を蒲田いこいの広場管理事務所(以下、広場管理事務所)に提出しなければならない。
 - (2)前項の申請書は、利用月の前月20日から利用日前日まで(テニスコート・多目的グラウンドは当日予約可)に空きがある場合に受理する。
 - (3)前1号の許可を受けた事項を変更しようとするときも広場管理事務所へ申請書を提出しなければならない。
 - (4)申請を取り消す場合は、広場管理事務所へ連絡を行うこと。
- 2 グラウンドゴルフ場の利用申請は、別表1に掲げる管理事務所の窓口にて行う。
なお、申請の受付は、先着順とする。

(優先利用)

第6条 第2条に掲げる施設は、清掃関連施設の設置に伴う地元還元策の一環として、次項の指定日時において第3項の期間内に地元住民から利用申請があった場合は、優先的に利用を認める。

2 前項の対象者については、次のとおりとする。

(1)クリーンパーク・東部運動広場

ア 対象者:①蒲田自治会②多々良地区自治協議会 及び①②が認めた青少年団体
イ 指定日時:平日(祝日を除く)の15:00~19:00 (10月~3月は17:00まで)

(2)久山グラウンドゴルフ場

ア 対象者:久山町民
イ 指定日時:4月~9月 9:00~18:00 (10月~3月は17:00まで)

3 申請時期は、利用日前々月の1日から前月の14日までとする。

4 第2項に規定する対象者以外の優先利用については、市長が地域性、公共性などがあると認めるときに限り許可できるものとする。

(久山グラウンドゴルフ場 大規模行事開催時の申請)

第7条 前条の優先利用のほか、地域性、公共性など要件を満たす利用申請については、利用を認めるものとする。

- 2 大規模行事で使用する場合は、利用日の3ヶ月前から1ヶ月前までに、団体利用承認申請書(様式第3号)をグラウンドゴルフ管理事務所(以下、ゴルフ管理事務所)に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。
- 3 許可を受けた事項を変更しようとするときもゴルフ管理事務所に申請しなければならない。
- 4 申請は先着順に受理するものとする。
- 5 利用時間は、9:00～13:00 又は 13:00～17:00 の4時間を限度とする。
- 6 大規模行事は、次のとおりとする。(利用回数は年6回を限度とする)
 - (1)福岡市内及び久山町内のグラウンドゴルフ愛好会等に所属する団体が主催する行事で参加人数が50名以上のもの。
 - (2)その他、各種団体が主催する大規模行事で市長が必要と認めたもの。
- 7 前項(1)(2)の申請は、申請と大会要項等をゴルフ場管理事務所へ提出すること。
- 8 申請を取り消す場合は、ゴルフ場管理事務所へ連絡を行うこと。

(その他の施設の利用申請)

第8条 第2グラウンドをグラウンドゴルフなどに利用する場合は、第6条第2項(1)の対象者が優先的に利用できるものとする。

- 2 第2グラウンドを大規模行事等で利用する場合に限り、利用日の7日前までに、利用申請書(様式第4号)を広場管理事務所に提出しなければならない。

(利用の制限)

第9条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは許可をしない、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1)利用者(利用しようとする者を含む。以下本条において同じ。)が運動広場の設置の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあるとき。
 - (2)利用者がこの要綱又はこの要綱に基づく基準の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (3)雨天や強風等でグラウンドの状態が悪い場合、若しくは悪くするおそれがあるとき。
 - (4)インフルエンザ等その他感染症の拡大防止を図る必要があるとき。
 - (5)前4号に掲げるもののほか、運動広場の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(利用時間・休場日)

第10条 運動広場の利用時間及び休場日は、別表1のとおりとする。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることがある。

(使用料)

第11条 別表1のソフトボール場の使用料は、地方自治法第225条の規定に基づき徴収する行政財産の目的外使用料であり、福岡市行政財産使用料条例第3条ただし書きの規定を適用し、他の類似施設の使用料を参考にして定めたものである。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条で許可を受けた優先利用団体の利用については、当該使用にかかる使用料を無料とする。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は還付しない。ただし、次に掲げる場合はその一部又は全部を還付することができる。

- (1)利用者の責めに帰すべき理由によらずにソフトボール場が利用できなくなったとき。
- (2)利用者が利用日の7日前までに公共施設案内・予約システムにて申請の取り消し又は蒲田いこいの広場管理事務所が申請の取り消しを窓口にて受け付けたとき。

(3)前2号に定めるもののほか、特別の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第13条 第11条第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が必要と認める額の使用料を減免することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、運動広場を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者の遵守事項)

第15条 利用者は、管理者が定める次の各号に掲げる事項を守り、自己の責任において安全に利用しなければならない。

- (1)寄付の募集、または営利を目的とする行為をしないこと。
- (2)騒音を発する等付近の住民に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3)喫煙及び火気を使用しないこと。
- (4)施設、付属設備等の利用を終えたときは、これを原状に復し、又は所定の場所へ返還すること。
- (5)指定された場所に駐車すること。
- (6)熱中症アラート発令に留意し、発令時は施設利用を控えること。
- (7)政治的または宗教的活動を行わないこと。
- (8)危険物を持ち込まないこと。
- (9)酒類などを持ち込まないこと。
- (10)利用施設以外の場内施設に許可なく立ち入らないこと。
- (11)利用後は、次の利用者が気持ちよく使えるようグラウンド整備、清掃及び整頓を行うこと。
- (12)運動施設利用中の負傷等の事故については、利用者の責任とする。
- (13)未就学児の利用については、保護者又は監護者が同伴し、当該児童の安全管理について責任を負うものとする。小学生以上については、利用者及び保護者は安全に十分配慮するものとする。
- (14)遊具ごとに表示された対象年齢及び利用方法を遵守すること。
- (15)その他管理者が指示すること。

(損害賠償)

第16条 利用者がその責めに帰すべき理由により、運動広場の施設又は付属設備等を破損し、又は滅失して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事故等の報告)

第17条 運動広場において、利用者の事故や盗難、遺失物、拾得物の届出があった場合は、別表1に掲げる管理事務所に届け出なければならない。

(規定外の事項)

第18条 この要綱に定めるもののほか、運動広場の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

No.	施設名	施設内訳	市公共施設 予約手続き	使用料		
				単位	金額	利用区分
1	クリーンパーク・東部運動広場	ソフトボール場	必要	1回 (2時間以内)	3,000円	一般
		第2グラウンド	不要		1,500円	生徒等
2	蒲田いこいの広場	テニスコート 3面	必要(直接可)		無料	無
		多目的グラウンド	必要(直接可)		無料	無
		広場(芝生・遊び・みんな)	—		無料	無
		シャワー設備	—		無料	無
		管理事務所	—	—	—	
3	久山グラウンドゴルフ場	8ホール×2コース	必要(直接可)	—	無料	無
		管理事務所	—	—	—	—

休 場 日:毎週月曜日及び12月29日～翌年1月3日、その他 施設管理者が定める臨時休場日

利用時間:施設No.1、2 4月～9月 9:00～19:00 10月～3月 9:00～17:00 駐車場は、15分後に閉鎖

施設No.3 4月～9月 9:00～18:00 10月～3月 9:00～17:00

貸出用具:久山グラウンドゴルフにてクラブとボールは貸出可能だが、数量に限りがある。

連 絡 先:施設No.1、2 蒲田いこいの広場管理事務所 092-691-4757

施設No.3 久山グラウンドゴルフ場管理事務所 092-976-3135